



シュローダーYENターゲット (年2回決算型)

追加型投信／内外／資産複合
自動けいぞく投資可能

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(注)	年2回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(限定ヘッジ)

(注) 投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ取引、為替予約取引、ETF、商品先物、不動産投信等))) 資産配分変更型

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■この目論見書により行うシュローダーYENターゲット(年2回決算型)の募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年1月15日に関東財務局長に提出し、2020年1月16日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立: 1991年12月20日

資本金: 4億9千万円(2019年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 約7,020億円(2019年10月末現在)

グループ会社全体の運用総額: 4,444億英ポンド(約61兆円)

(2019年6月末現在、1英ポンド=137.12円で換算)

照会先



インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>



電話番号
03-5293-1323 [受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで]

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界各国の株式、債券、通貨など様々な資産に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの特色

① 世界各国の株式、債券、通貨など様々な資産に分散投資しつつ、日本円をベースとした収益の獲得を目指します。

■ 主として「シュローダーYENターゲット・マザーファンド」(以下「マザーファンド」)への投資を通じて、世界の株式、債券、通貨、代替資産^{*1}などに分散投資します。^{*2}

■ 日本の短期金利である日本円TIBOR(3カ月)^{*3}を中長期で上回る収益の獲得を目指します。^{*4}

*1 代替資産とは、商品、不動産、インフラなどの資産を指します。なお、これらの資産への直接投資は行いません。また、ヘッジファンドに投資することもあります。

*2 投資にあたっては、株式、債券、通貨へ直接、または当該資産および代替資産を投資対象とするETF、不動産投資信託証券(REIT)、マスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)、その他の投資信託証券、その他の有価証券や上場先物その他のデリバティブ取引(店頭デリバティブ取引も含みます。)を通じて投資を行います。

*3 TIBOR(Tokyo InterBank Offered Rate)とは、東京市場の銀行間取引金利のことをいいます。

*4 中長期で上回る収益とは、信託報酬(年率1.133%(税込))控除前のベースで、通常の経済循環のサイクルにおいて日本円TIBOR(3カ月)を年率4%程度上回る収益の獲得を目標とすることをいいます。この目標数値は、将来、見直されることがあります。中長期とは経済循環の一つのサイクルで概ね3年~5年です。

上記数値はあくまでも目標数値であり、常に一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成果がマイナスとなる可能性があります。

また、ファンドを保有した場合の収益率を示唆あるいは保証するものではなく、投資者毎の購入・換金のタイミングおよび保有する期間に応じて収益率は異なります。

② 市場環境などの変化に合わせた、機動的な資産配分の変更とポートフォリオのリスク管理を通じ、収益機会の追求と基準価額の下落リスクの抑制を目指します。

■ 綿密な調査、分析に基づき、資産配分を決定し、市場環境などの変化に合わせて、機動的に資産配分を変更します。

■ 株式の組入比率は、原則としてポートフォリオの30%以下とします。

■ 徹底したポートフォリオのリスク管理を実施し、基準価額の下落リスクの抑制を図ります。

※市場動向によっては上記の運用プロセスが機能しないことがあり、かかる運用プロセスは、収益を保証するものではなく、また、基準価額の下落リスクを必ずしも抑制できるものではありません。

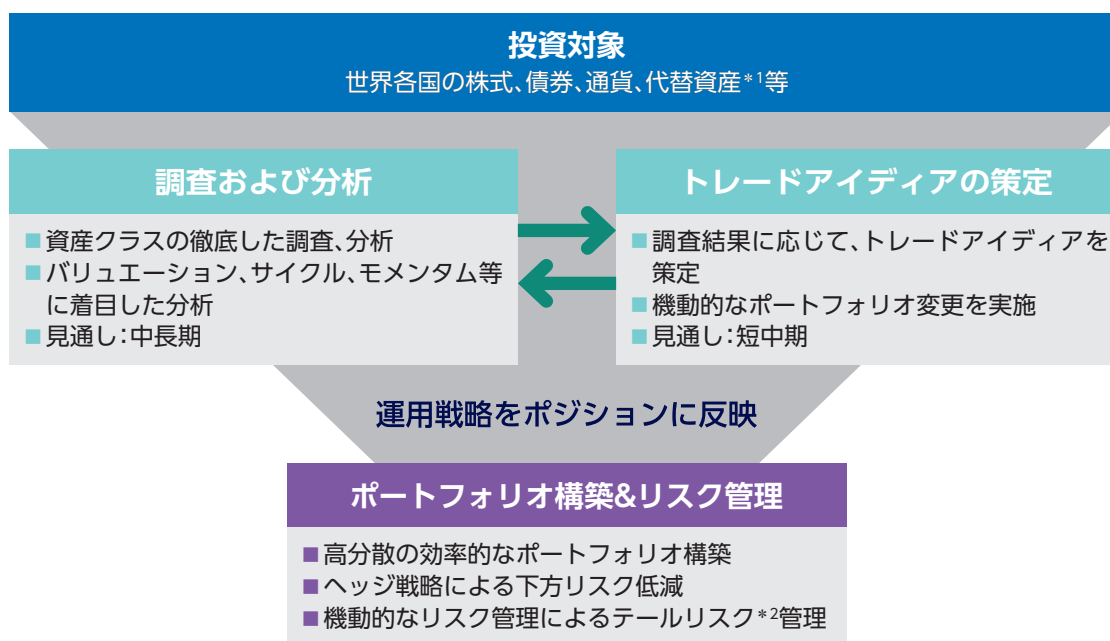
③ 為替変動リスクの低減を図るため、外貨建資産は、機動的に為替ヘッジを行います。

■ 為替ヘッジを行わない外貨建資産の組入比率は、原則としてポートフォリオの30%以下とし、機動的に為替ヘッジを実施します。

④ マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

■ シュローダー・インベストメント・マネージメント(香港)リミテッドは、シュローダー・グループのアジアにおける主要運用拠点の一つであり、経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

運用プロセス



*1 代替資産とは、商品、不動産、インフラなどの資産を指します。なお、これらの資産への直接投資は行いません。

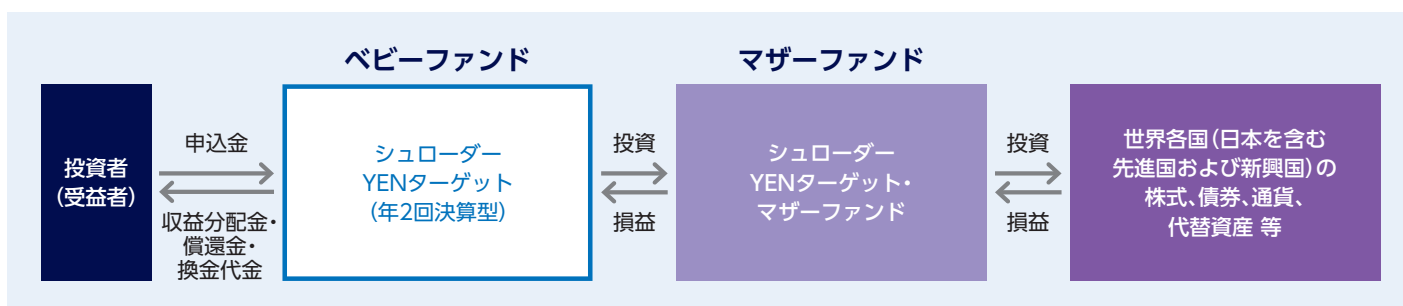
また、ヘッジファンドに投資することもあります。

*2 市場において、ほとんど起こらないはずの想定外の暴騰・暴落が実際に発生するリスクをいいます。

※上記の運用プロセスは、今後、予告なく変更となる可能性があります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。



※本書において「直接投資」とは、マザーファンドが投資信託証券などを介さずに行う投資をいいます。

また「実質投資割合」とは、マザーファンドが投資する投資対象資産 (株式、債券、ETFなど) の投資割合をいいますが、ETFを含む投資信託証券などを通じた最終的な投資対象資産 (株式、債券など) の投資割合を指す場合もあります。

ご参考

ヘッジファンド	先物取引その他デリバティブ取引や信用取引等を活用して、比較的自由的な運用により、市場環境によらずに収益機会を追求することを目的とするファンドや組合等をいいます。株式、債券、通貨、商品、REIT等の幅広い資産が投資対象となり得ます。
ETF	日経平均株価や東証株価指数 (TOPIX) 等、特定の指数の動きに連動する運用成果を目指す上場投資信託です。
REIT	不動産投資信託証券 (REIT) は、投資者から集めた資金で不動産に投資し、その不動産から得られる賃貸収入や不動産売却益を投資者に分配する商品であり、上場不動産投資信託は国内外の金融商品取引所で取引されています。
MLP	マスター・リミテッド・パートナーシップ (MLP) は、多くはエネルギー・天然資源に関連する事業に投資する共同投資事業形態であり、主に米国の金融商品取引所で取引されています。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。なお、為替ヘッジをしない外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 株式への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

分配方針

年2回の決算時(毎年4月15日および10月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し委託会社が決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

株式の価格変動 リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

債券の価格変動 リスク

債券の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落します。また、発行体が債務不履行に陥った場合、またはその可能性が予想される場合には、債券の価格は下落します。それらにより組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

為替ヘッジを行わない外貨建資産については、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。為替ヘッジを行う外貨建資産については、為替変動リスク低減のためにヘッジ対象通貨と対円での為替ヘッジを行います。円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合には、通常、円金利とヘッジ対象通貨の金利差相当分程度の為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。また、ヘッジ対象通貨とヘッジ対象通貨以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

デリバティブ 取引のリスク

デリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)の価格は市場動向等の影響を受け、デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数等)の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク(清算ブローカーや取引相手の倒産等により取引が実行されないこと)等により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体等が債務不履行に陥った場合、またはその可能性が予想される場合等には、投資元本が回収できなくなったり、有価証券等の価格が下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。ハイ・イールド債やエマージング・マーケット債等、相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する場合には、マーケットによる評価の影響をより大きく受け、当該リスクがより大きくなる場合があります。

ハイ・イールド 債券への 投資リスク

相対的に信用格付が低いハイ・イールド債券への投資は、信用リスク、流動性リスク等のリスクが相対的に高くなります。これらのリスク要因により債券価格が短期間に大きく下落することがあり、これが基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資時点で投資適格債であっても、債券の発行体の財務状況が悪化した場合、またはその可能性が予想される場合には、格付機関により発行体およびその債務に対する信用格付が引き下げられ、ハイ・イールド債券(非投資適格債)になる可能性があります。

カントリー リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

商品先物取引に かかるリスク

商品先物取引の価格は、商品の需給関係等の市場動向、商品指数の値動き、金利動向、干ばつ・洪水等の天候全般、家畜病、禁輸処置、関税、世界経済・政治の動向等特定の業種や商品に関わる様々な要因の影響を受け変動します。また、商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入、政府の規制等の各種要因により、値動きが一時的に偏向・混乱する場合も考えられます。商品先物取引の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

REITの価格変動 リスク

不動産投資信託(REIT)の価格は、不動産市況、金利動向、社会情勢、関連法令・制度等の変更、火災・自然災害等のほか、REITおよびREIT運用会社の運営状況等、様々な要因の影響を受け変動します。REITの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

MLPの価格変動 リスク

MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)の価格は、エネルギーや天然資源等の投資対象とする事業を取り巻く環境、エネルギー市況、金利動向、関連法令・税制等、様々な要因の影響を受け変動します。MLPの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[ヘッジファンドに関する留意事項]

投資対象とするヘッジファンドにおいて、現物有価証券、ならびにデリバティブ取引や為替予約取引等により、投資資金を上回る買建て、売建てを行う場合があります。そのため、買い建てている対象が下落した場合、もしくは売り建てている対象が上昇した場合には、現物有価証券への投資に比べて大幅に投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドの運用は、当該ヘッジファンドの運用者の能力に大きく依存するため、市場動向によらず、損失が発生する可能性があります。

ヘッジファンドにおいて、デリバティブ取引や為替予約取引等を行う場合、取引先（清算ブローカーや取引相手）の債務不履行等により、取引先が保管する証拠金の相当額を失ったり、契約が履行されない可能性があります。これらにより、ヘッジファンドへの投資資金が回収できなくなる場合もあります。なお、ヘッジファンドに関するリスクは上記に限定されるものではありません。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

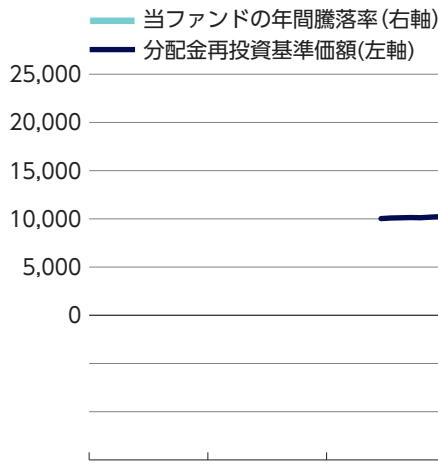
リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

参考情報

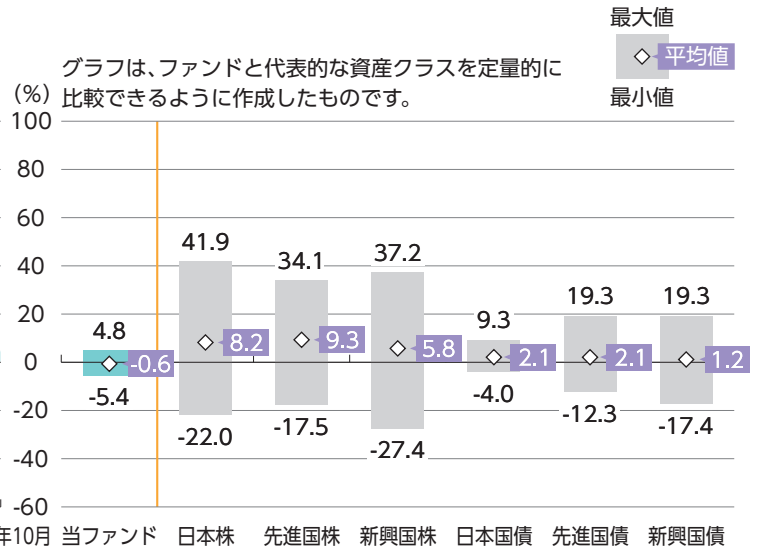
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2014年11月末～2019年10月末



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2014年11月末～2019年10月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2018年4月から2019年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2014年11月から2019年10月の5年間(当ファンドは2018年4月から2019年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

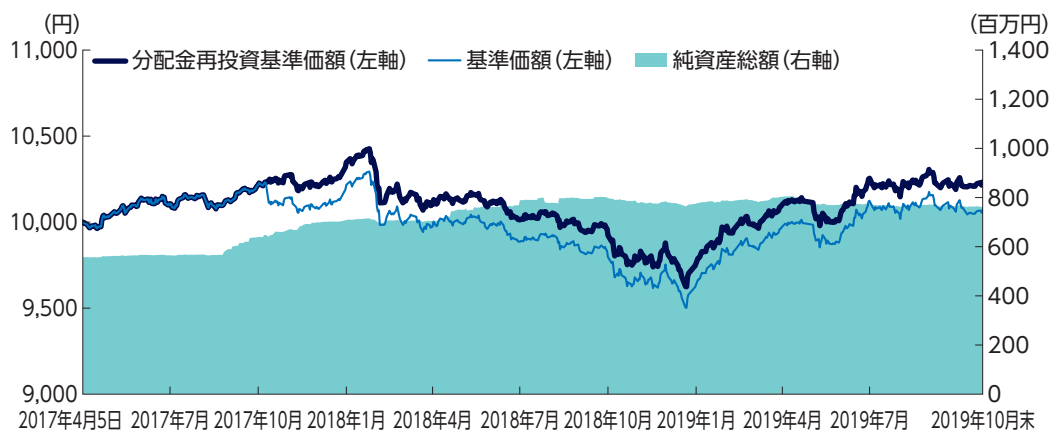
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移



基準価額	10,074円
純資産総額	763百万円

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2017年4月5日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2017年10月	2018年4月	2018年10月	2019年4月	2019年10月	設定来累計
分配金	130円	0円	0円	0円	30円	160円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

主要な資産の状況

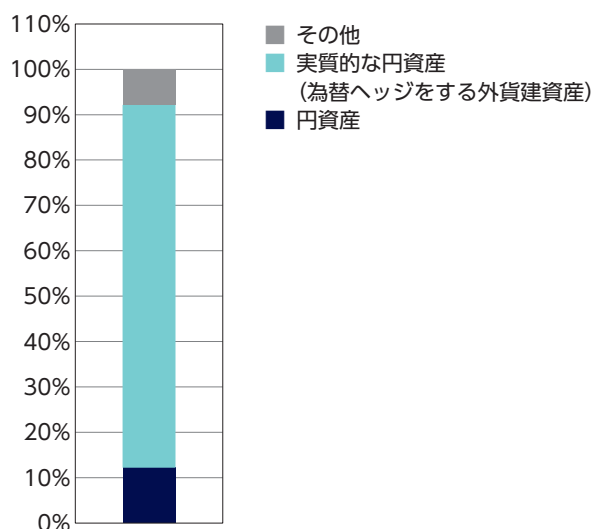
■ 資産配分比率

資産	資産の種類	配分比率	
株式	世界株式	6.9%	23.5%
	米国株式	7.2%	
	欧州株式	2.8%	
	日本株式	1.4%	
	新興国/アジア (除く日本) 株式	5.1%	
債券	グローバル社債	5.3%	70.3%
	米国国債	41.2%	
	欧州国債	- 4.8%	
	日本国債	2.5%	
	その他国債	7.3%	
	新興国/アジア (除く日本) 債券	9.6%	
	ハイ・イールド社債	2.9%	
	物価連動債	6.2%	
代替資産	インフラ	—	5.1%
	コモディティ	5.1%	
キャッシュ等		1.1%	
合計		100.0%	

※配分比率は、先物、オプション等による実質的な比率です。先物、オプション等の売りによりマイナスになることがあります。

※資産の種類は、ETFなどの投資信託証券への投資を通じた投資対象を含みます。「その他国債」はカナダ国債、ニュージーランド国債等への投資です。また、「ハイ・イールド社債」には一部、投資適格未滿の格付の国債を含むことがあります。「キャッシュ等」には満期が1年未滿の米国国債を含むことがあります。

■ 通貨配分状況



※運用方針や市場動向により一時的に100%を超えることがあります。

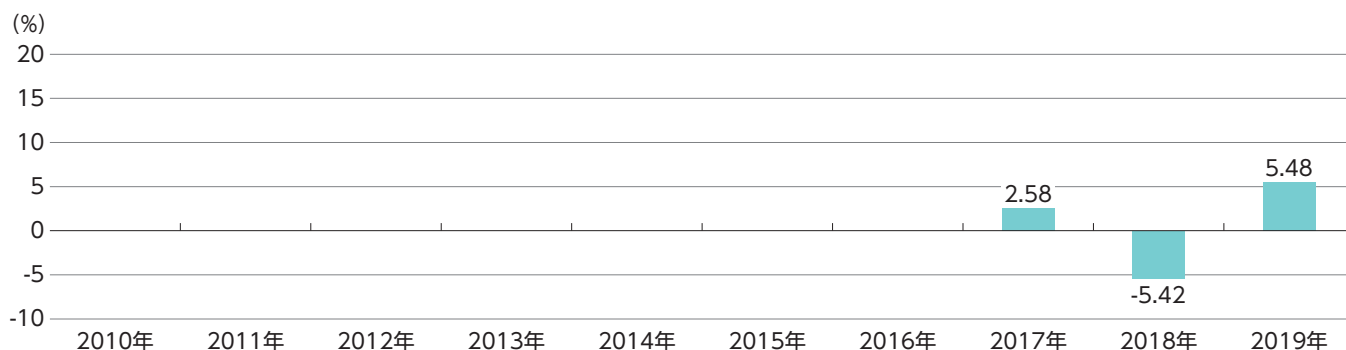
※為替予約取引の評価額及び外貨・円評価額を基に算出しています。

■ 組入上位銘柄

	銘柄名	資産の種類	投資比率
1	US 2YR NOTE DEC 19	米国国債	12.1%
2	US 3.625% 15/02/20	米国国債	7.8%
3	VANGUARD TOTAL WORLD STOCK INDEX F	世界株式	6.9%
4	US 4.5% 15/02/36	米国国債	6.2%
5	US 2.25% 15/02/27	米国国債	5.4%
6	ISHARES IBOX INV GRA CORPORATE BOND ETF	グローバル社債	5.3%
7	SPDR GOLD SHARES	コモディティ	5.1%
8	S&P500 EMINI DEC 19	米国株式	5.0%
9	US 10YR NOTE DEC 19	米国国債	4.8%
10	ISHARES MSCI AC FAR EAST EX JAPAN	新興国/アジア (除く日本) 株式	4.2%

※「配分比率」、「投資比率」は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。

※2017年4月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は4月5日から12月末までの騰落率です。

2019年は1月から10月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購入の申込期間	2020年1月16日から2020年7月15日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込日不可	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■東京の証券取引所の休業日 ■香港の証券取引所の休業日 ■ニューヨークの証券取引所の休業日 ■クリスマスの前日および翌日 ■国内の銀行休業日 ■香港の銀行休業日 ■ニューヨークの銀行休業日
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	無期限(2017年4月5日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年4月、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月および10月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「YENタ年2」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.30%(税抜3.00%)を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.133% (税抜1.03%) 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	配分(年率/税抜)		役務の内容
	委託会社	0.50%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等
	販売会社	0.50%	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および 受益者への情報提供等
	受託会社	0.03%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
	委託会社の配分には、マザーファンドの運用委託先であるシュローダー・インベストメント・ マネージメント(香港)リミテッドに対する報酬が含まれています。		
その他の費用・ 手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.11% (税抜0.10%) を上限 とする額がファンドの計算期間を通じて 毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから 支払われます。		
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※投資対象に含まれる投資信託証券は、組み入れる対象や期間および額を機動的に変更するため、また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、その信託報酬等の費用は表示しておりません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2019年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

シュロダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**61兆円*** (4,444億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2019年6月末現在。* 1英ポンド=137.12円換算。



A series of horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page, starting from the left margin and ending at the right margin. There are 20 dashed lines in total.

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント